

平成18年第2回定例会 壱岐市議会 会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成18年6月14日 午前10時00分開議

日程第1	報告第1号	平成17年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑 報告済
日程第2	報告第2号	平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑 報告済
日程第3	報告第3号	平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑 報告済
日程第4	報告第4号	平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑 報告済
日程第5	議案第77号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第6	議案第78号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第7	議案第79号	壱岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定について	質疑 厚生常任委員会付託
日程第8	議案第80号	壱岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例の一部改正について	質疑 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第81号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第82号	平成18年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)	質疑 予算特別委員会付託
日程第11	議案第83号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 厚生常任委員会付託
日程第12	議案第84号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 厚生常任委員会付託
日程第13	議案第85号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第86号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第87号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第88号	平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第89号	壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について	質疑 総務文教常任委員会付託

日程第18	議案第90号	吉崎市自動車教習所の指定管理者の指定について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第19	議案第91号	吉崎市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第20	議案第92号	サンドーム吉崎の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第93号	吉崎市国民宿舎吉崎島荘の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第22	議案第94号	筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第95号	吉崎市海釣り筏施設の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第96号	マリナル吉崎の指定管理者の指定について	質疑 産業建設常任委員会付託
日程第25	議案第97号	青嶋公園の指定管理者の指定について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第26	議案第98号	吉崎市文化財展示館の指定管理者の指定について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第27	議案第99号	武生水B辺地、武生水C辺地、志原A辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定について	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第28	陳情第2号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第29	陳情第3号	患者・国民負担増の「医療制度改革法案」反対の意見書採択を求める陳情	質疑 厚生常任委員会付託
日程第30	陳情第4号	最低賃金制度の改正を求める陳情	質疑 総務文教常任委員会付託
日程第31	陳情第5号	高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情	質疑 総務文教常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員(26名)

1番	音嶋 正吾君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	町田 正一君
7番	今西 菊乃君	8番	市山 和幸君
9番	田原 輝男君	10番	豊坂 敏文君

11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局次長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	助役 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長 .....	松本 陽治君	市民生活部長 .....	山本 善勝君
産業経済部長 .....	喜多 丈美君	建設部長 .....	中原 康壽君
消防本部消防長 .....	山川 明君	郷ノ浦支所長 .....	鳥巢 修君
勝本支所長 .....	米本 実君	芦辺支所長 .....	久田 昭生君
石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君	市民病院事務長 .....	山本 龍君
教育次長兼文化財課長 .....			山内 義夫君
総務課長 .....	堤 賢治君	財政課長 .....	久田 賢一君

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、市長より報告の申し出がっておりますので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。

開会日の行政報告で御報告いたしておりました、腸管出血性大腸菌O 26について、その後の状況を含め、御報告を申し上げます。

6月2日に、1歳の男児でございますが、O 26の感染が確認された市内の保育所におきましては、その日に全児童、全職員の検査を行うとともに、保健所の指導で、6月3日及び5日を休園にして、6日から通常どおりの保育を行っております。感染児童も治癒し、6月12日から登園をいたしております。

また、6月8日に、これゼロ歳の女児でございますが、感染が確認された市内の別の保育所においても、同様の検査を実施するとともに、6月9日及び10日を休園し、12日から開園しております。感染の児童は12日に2回目の検査を行い、その結果待ちで今現在、自宅療養中でございます。

また、6月11日には、市内の幼稚園児が感染していることが確認され、同様の検査を実施するとともに、6月12日及び13日を休園して経過を見ておりましたが、本日から通常どおり開園をしております。

これから本格的な食中毒発生の時期となりますので、市内各保育所、幼稚園、学校に対しまして、手洗い徹底等の予防策について、周知徹底をいたしたところでございます。

以上でございます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．報告第1号～日程第31．陳情第5号

議長（深見 忠生君） 日程第1、報告第1号平成17年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第31、陳情第5号高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情まで31件を議題として、これから質疑を行います。

日程第1、報告第1号平成17年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、報告第1号についての質疑を終わります。

次に、日程第2、報告第2号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越

計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、報告第2号についての質疑を終わります。

次に、日程第3、報告第3号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、報告第3号についての質疑を終わります。

次に、日程第4、報告第4号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、報告第4号についての質疑を終わります。

次に、日程第5、議案第77号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 1点だけ質問いたします。

今回、厳しい病院経営をいかによくするかということで、附属機関の一部改正の議案が提案をされております。若干、遅きに失したかという気はいたしますが、当然、細部については規則等で定められると思いますが、委員の構成メンバー、あるいは審議会の役割等について具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 山本市民病院事務長。

市民病院事務長（山本 龍君） 12番、中村議員の御質疑にお答えいたします。

御指摘のとおり、壱岐市病院事業運営審議会の構成や役割については、今後、規則の中で決めていきます。

審議会の人数につきましては、大体5人から10人程度と予定をしております。構成員につきまして、医療や病院経営について深い学識をお持ちの方、あるいは各団体からの代表の方、これらを予定をしております。

審議会の役割についてでございますが、当面は壱岐市民病院の経営をどう改革していくか、それが当面は中心になるかと思いますが、将来的には、壱岐市病院事業全体の問題となってこようかと考えております。つまり、かたばる病院があと3年後には国の補助金が皆無となります。

また、国の施策として、医療の必要性に応じた療養型病床、つまり、療養型病床の削減の方向も打ち出されております。それらを含めまして考えますと、今後、壱岐市民病院とかたばる病院それぞれの役割と機能、それをどう分担していくのか、そして、それら2つを含めた経営の方向性をどう今後、見出していくのか、それらの最終的な審議をしていただくことになろうかと考え

ております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 中村議員、いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、21番、市山繁議員。

議員（21番 市山 繁君） 今、77号につきましては中村議員から質疑がございました。そしてまた、答弁で大体はわかりました。この審議会については、当初から管理者、そしてまた、この審議会を立ち上げるべきだと私も思っておりますが、この設置によりまして、病院の事業の現状を多くの方に理解、認識をしていただくということで、大変、私も必要だと思っております。そこで今、中村議員からもありましたように、設置における目的はそういうことだろうと思っておりますが、組織委員構成は後で検討するというところでございます。各分野からということもございましたので、私は分野からの指名と、何名ぐらいかということをお聞きしたかったわけでございます。

そしてまた、先ほど申されましたかたばる病院の問題も3年後にはございますので、そうした目標とか、期限があるのかどうかをお尋ねしたかったわけでございます。

以上です。

議長（深見 忠生君） 山本市民病院事務長。

市民病院事務長（山本 龍君） 21番、市山議員の御質疑にお答えいたします。

先ほど、中村議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、期限につきましては、特に何年間の存続をとすることは考えておりません。審議会というのは、その病院事業が最終的に存続する限りは、どう、経営について改革していったらいいのか、常に考えていかなければいけないと思いますので、例えば5年で切りますとか、10年でおしまいということではございません。

あと、それから、各団体、あるいは学識経験者それぞれ、例えばこちらから何名、ここから何名という、その人間の振り分けというか、そこまではまだ現段階では決めておりません。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 21番、市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 私もそうだろうと思っておりましたが、一応期限についてもかたばる病院のこともございましたので、お聞きをしたわけでございます。

以上で終わります。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） これは市長の方にお答え願いたいと思うんですが、病院審議会を立ち上げられるのは一歩前進だと思っているわけですが、ちょっとお尋ねしたいのは、前も市長も言われたように、病院管理者の選定の方と、この審議会との関係は、まずどうなってるのかと

いうことであります。基本的には別にその審議会をつくったからといって、市民病院の経営状態が急に好転するわけでもないし、今、お話を伺ったら多分、答申を求められるんでしょうけども、相当長期にわたって、この審議会が将来的にあるべき、島内医療のあるべき姿みたいなものを、多分この中で模索されるんだと思いますけれども、ところが市民病院の経営状態というのは、こういった審議会の答申を待つとる時間は多分ないだろうと、それだったらまず市長が、指定管理者じゃないですけども、市民病院のあるべき姿というか、それをもう考えていかないと、例えば医師会に委託するとか、できるのであれば大学病院に管理運営を委託するとか、あるいは病院の管理者を早急に決めて、その人に経営の責任を持ってやってもらうとか、あるいは二、三名の決定権を持つ経営委員会をつくって、その人たちに管理、運営をやってもらうとか、そういう明確な方向を打ち出さないと、市民病院の赤字だけで吉岐市の財政は恐らく、非常に深刻な事態を迎える状況だし、市民病院も赤字がこれだけあると、起債事業とかそういった特別会計での起債等も恐らく相当制限されるような状況になってくるんじゃないかと思います。そういったその管理者と現状の病院の認識と、私はこの審議会の設置というのは、全然別なもんだらうと考えてますけども、市長の今の病院経営の現状に対する認識と、方向性を市長はどういうふうに考えられておるか、ちょっと1点御答弁願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 町田議員の質問にお答えいたしますが、確かに病院経営は、今後どのようなかというもう非常に心配でなりません。今まで私もずっと指定管理者を随時探してまいりましたが、前回の議会でも申しように、なかなか適材というか、まず、人がいないような状況で、民間からでも何んとかしたいというような答弁もいたしました。

やはり、病院経営は複雑でございまして、やはり医師の派遣と申しますかね、そこいらが一番今の経営の問題では医師の信頼性と申しますが、病院の信頼性、風評的なものが非常に大きな問題であろうと思っております。

そういうことで、管理者にはぜひ、そこまでできるような管理者、医師経験者じゃないとそれがなかなかできにくいと思っております。やはり民間から出ても、なかなか病院とのつながりがスムーズにいかないもんだから、幾ら言っても病院と通じないと申しますかね、そういう面が多々あるような気がいたしておりますが、これも、もう、そう言っても待ち切れないから民間からでもという答弁もいたしました。そしてまた、民間からも1人予定しておりましたが、途中まで了解を得ておりましたが、中座でどうしてもやれないということもございました。

そういう経緯もございまして、鋭意、その管理者探しに苦勞しております。今言う委員会を仮につくっても、幾ら、やはりそれが通じなければいけないわけですね。本当方向性はある程度決まっても、それが実行できるかっていう、その態勢が整っていないのが今の現状ではなかろうか

と思い、この体制をまずつくるのが一番と思っておりますが、この審議会も、これ大事なことでございますので、つくってみたいと。

それと、今後の方針ですけど、前回は離島医療圏に加入とか、また、大学病院にお願いできないとか、いろんな方策も内部的には考えておりますが、今の時期、なかなか非常に厳しい状況でございます。

しかし、これはもう努力しかないわけです。弁当かろうてでも探して回らないかんような状況でございます。

そういうことで、今後もその方針で、一生懸命、前以上にまた特段の努力をせないかと、このように思っております。努力はしておるつもりでございますが、現状が現状で、非常に厳しい状況でございます。よその自治体におきましても厳しい状況でございますが、市民病院は新しく建てたわけでございます。そこで減価償却費も年々高くなるわけですね。その分は当然赤字なんですけど、当然ということは言いませんけど、やはり本当に過渡期、本当に市民病院しっかりしなければいけない。特に風評等が、非常に悪いんじゃないかと、まずその改革を、その風評をきちっと市民病院に定着するような、壱岐の市民が安心して医療が受けれるようなそういう態勢づくりが必要でございます。口で言うはやすし、なかなか行うはがたしいところがございますが、一生懸命頑張りたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長のお立場も、考え方も非常によくわかります。全国どこの自治体も病院経営というのは今、非常に過渡期を迎えとって、民間にどんどんどんどん任せているような状態です。

市民病院というのは、産婦人科とか小児科とかそういった、本来あんまりもうけにもならないような部門もどうしても抱えていかなければいかんし、存続させなければどうしてもいけないわけです。ただし、一方、市においては、財政の許容範囲がありますから、ある程度の赤字は私ももちろんしょうがないと思っておりますけれども、ただ、市長が、この前も何回も言いますように、私は、もちろん医師の招聘のことを考えれば病院の指定管理者が医師でかつ経営感覚にすぐれておる方があれば、全国の自治体病院でも非常にうまいことしている病院っていうのは、もちろんそういった形で献身的に非常に技量のあるお医者さんが管理者になられて、非常に効率的な面、成功している例も幾つかあるわけですけども、壱岐の場合は、それが望めないであれば、私は民間の会社を、例えば経営されている方とか、そういう方を指定管理者に決めて、2年なり3年なりやってもらって、そういう希望者は、実はおられるんで「おれに任せてみんなか」とか言うような、そのくらいの元気のある人がおったら、ぜひ市長もそうあんまり医者にこだわらずに、特に人間的な和とか経営感覚にすぐれている方の方が私はむしろいいんじゃないかと思っております。せ



ひ、吉岐の民間からの登用とか、そういった形の人もぜひ考えていただきたいと、別に行政経験がある人で、そのひな壇に座っておる方の中で「おれに任せてみんか」という方があれば一番いいと思いますけども、そういう方がおられないようだったら、ぜひ民間からのそういった経営者、経営感覚にすぐれている人の登用とか、そういった形の方もぜひ考えていただきたいと私は思います。

以上です。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第 77 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 6、議案第 78 号吉岐市税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 78 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 7、議案第 79 号吉岐市郷ノ浦町デイサービスセンター条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 79 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 8、議案第 80 号吉岐市立特別養護老人ホーム附属デイ・サービスセンター条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 80 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 9、議案第 81 号吉岐市農業機械銀行条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 81 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 10、議案第 82 号平成 18 年度吉岐市一般会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。12 番、中村出征雄議員。

議員（12 番 中村出征雄君） 1 点だけお尋ねをいたします。

6 ページの第 2 表、債務負担行為補正についてであります。この後、議案の 89 号から 98 号まで指定管理者の指定について 10 件ほど議案が出ております。細部についてはそこで質問したいと思います。今回、10 件のうちに 7 件しか債務負担行為の補正追加を出されてお

ません。あとの3件についてはなぜなのか、委託料が要らないから出してないのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 中村議員の質問にお答えいたします。

債務負担行為は、将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為ということでございまして、今回、提出をいたしております指定管理者の指定議案のうち、7件につきましては将来的な費用負担がございまして、今回、債務負担行為を設定をいたしておりますので、あとの3件につきましては費用負担が伴いませんので、債務負担行為を設定をいたしておりません。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） ちょっと私聞き取れませんでした。3件についてはどういうことを出してないということですか。もう一度、済みません。

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 3件につきましては、将来的な費用負担が伴いませんので、今回は債務負担行為の設定をいたしておりません。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 多分、これ以外に壱岐島荘ですか、壱岐島荘は負担は当然あるわけですが、なぜ出てないわけですかね。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 中村議員の質問にお答えいたしますが、壱岐島荘については独立採算で実施をいたしております。

議長（深見 忠生君） 続きまして、1番、音嶋正吾議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 1点だけ、御質問を申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項5目13節の旧公立病院解体工事事前周辺建物調査委託料についてお尋ねをいたします。

施設規模からして、大変高額な委託費用が計上されておりますので、本調査の方法、調査の範囲、調査にかかわる内容等御説明いただけましたらよろしく願いをいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたしたいと思います。

旧公立病院の解体には、関係の各課と連携を密にいたしまして、最善の方法によって施工を行

うようにいたしたいと考えておりますが、施設が高台にございます。そういうことで、万一の事態に備えて建物の事前調査を行うということにいたしております。

調査の方法につきましては、建物全体を調査するものでございまして、約2カ月を要すると考えております。その範囲につきましては、旧精神病棟の下付近から裁判所までの道路、両脇の建物約60戸を想定をいたしております。

単価につきましては、事業損失調査に係る単価表によりまして、概算、積算をしたものでございますが、今後、関係機関等の情報をもとに、適正な調査を行うように検討して、事業を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（深見 忠生君） 1番、音嶋正吾議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） そうしますと、60戸ぐらいが対象戸数ということでございますが、それは環境アセスメントを含めたものと、なおかつ、今既存の建物の、例えば被害とか、そういうことまでの調査を含んでおるのでしょうか。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 市として現在、先ほど申し上げました約60戸の建物の調査ということでございます。

議長（深見 忠生君） 1番、音嶋正吾議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 建物の調査ということであれば、既存の今建物の被害調査ということですか。被害調査と理解すればいいわけですね。そうしたら、例えば環境アセスメント調査は含まれてないというわけですね。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 現在の状況の調査、既存の現在の状況の調査をするということでございます。

議長（深見 忠生君） いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ちょっと教えていただきたいんですが、6ページの債務負担行為補正につきまして、ちょっとお聞きします。

手順的に言いますと、19年、20年度、またはその22年度までの負担について議会が承認すれば、その点については補償しますというような内容だと思っておりますが、この後、指定管理者の指定について審議するわけですが、万が一、これが否決された場合については、この一般会計の債務負担行為補正については、また再度、補正というような形になるのかどうか、その点について教えていただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

財政課長（久田 賢一君） お答えいたします。

指定議案の方を否決された場合につきまして、この債務負担行為の方だけ議決をされましても執行できないということですね。予算と一緒にございますので、一応通っても指定議案が否決されれば、この債務負担行為は執行できないということになります。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑がないようですので、議案第 8 2 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 1、議案第 8 3 号平成 1 8 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 3 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 2、議案第 8 4 号平成 1 8 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 4 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 3、議案第 8 5 号平成 1 8 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 5 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 4、議案第 8 6 号平成 1 8 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 6 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 5、議案第 8 7 号平成 1 8 年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 7 号についての質疑を終わります。

次に、日程第 1 6、議案第 8 8 号平成 1 8 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第 8 8 号についての質疑を終わります。

次に、日程第17、議案第89号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定についてから、日程第26、議案第98号壱岐市文化財展示館の指定管理者の指定についてまで10件を一括して質疑を行います。12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） 3点ほどお尋ねをいたします。

直接この議案とは関係ないかと思いますが、関連がありますので質問をお許しいただきたいと思います。

壱岐市の公の施設は全部で49施設あります。今回、10の施設について指定管理者の指定についての議案が提案されておりますが、ほかの施設についてはどのようなになるのか、まずお伺いをいたします。平成15年に地方自治法の改正で指定管理者制度が創設をされました。3年間の経過措置がありまして、今年の9月2日からは、従来の管理委託制度はなくなるものと私は理解しております。指定管理者制度以外については、すべて壱岐市が直営で9月2日からは管理することになるかと思いますが、どのような方法で後管理されるのか、1番目にお伺いをいたします。従来のように補助金の方法をおとりになるのかどうか、ということです。

それから、2番目には指定管理者の指定制度は、私が今理解しておる限りでは、補助金を委託料で支出するだけではないかと思いますが。財政的なメリットがないのかどうか、この点についてもお伺いします。

それから、3番目には、指定管理者の権限で、利用料等の引き下げが可能なのかどうか。

以上3点について、お尋ねをいたします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） お答えをいたしたいと思います。

残る公の施設でございますが、今後も制度の導入に向けて、各所管で現在研究をし、調整を重ねておりますが、まだ移行への態勢が整っていないというのが現状でございます。今後、それぞれの施設の特性というのがございますので、それを見きわめて、指定管理者の導入の方策を見出したいと考えております。それまでは、直営で管理をするということになってまいります。

また、経費につきましては、ほとんど直接経費で管理をするということになってまいります。

それから、財政的なメリットはないのかということでございますが、指定管理者制度というのは、御承知のように住民サービスの向上を図る、また経費の節減等を図ることがうたわれておるわけでございますが、ただ今回の指定管理者の導入につきましては、第三セクター及び委託による公の施設を、先ほど言われました地方自治法の規定に反しないように指定管理者制度への移行を図った、いうことは否めないところでございます。

今回の指定管理者制度を3年以内、あるいは5年以内ということで期間を設定をいたしておりますが、その期間運営をして、次の見直しの折に、各所管が、その期間の検証を行って、よりよい

方向で指定を行う、そして効率的な、そして安定的な制度の運営を行う、ということを考えております。

現段階では、約8%、300万円程度の削減が今回の指定によってはできると考えております。

それから、指定管理者の権限で利用料金の引き下げが可能かということでございますが、条例の範囲内において、市の承認を得て利用料金を設定することができるということでございます。

議長（深見 忠生君） 12番、中村出征雄議員。

議員（12番 中村出征雄君） はい、大体理解しましたが、9月の2日までにあと残った分については、できるだけ指定管理者制度を適用できるように努力するというところで理解を私はいたしました。

そして、従来からの管理委託制度というのはもう法的になくなったということで理解していいわけですかね。その点についてのみ、再度お伺いします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 残る施設についてはどうしても急ぐといいますが、調整ができない分についても、できるだけ9月に間に合わせたいと思っておりますが、そのために調整をしていきたいと思っております。

それから、第三セクター及び委託の分については、直営、または指定管理者制度のどちらか、ということになるということでございます。

議長（深見 忠生君） 次に、11番、坂口健好志議員。

議員（11番 坂口健好志君） 私も質問をしようと思っておりましたことに関しまして、ただいま12番の中村議員より質問がほとんどなされ、回答が出されましたので、その分は省略させていただきます。

今回の10施設でのコスト削減は幾らぐらいかということも先ほどお答えをいただきましたので、わかりました。

1点、サンドーム、壱岐島荘の指定管理者の導入に際しまして、管理計画書等、または経営改善等の検討がなされたのか、また、なされたのであればどのような点かお尋ねをいたします。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 坂口議員にお答えをいたしたいと思っております。

サンドームにつきましては、一応経営計画の18年度予算を編成する段階で、経営計画改善の計画をやり、いろいろと自助努力も目標に掲げておりますけれども、建設当時に地域との協議がございまして、非常に計画を施行する段階でも、これはやっちゃいけない、これはだめだという、非常に制限がございまして、自助努力にも厳しいものがございまして。

現在のところ、一応開発公社に2,250万円を一般会計から繰り出していただいて、運営を

するようにいたしておりますけども、今後につきましてはやはり、ちょっと限度があるんじゃないかなってということで、許すなら売却、あるいは休止ということも視野に入れて、十分な論議をする必要があるというふうに担当部としては認識をいたしております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 11番、坂口健好志議員。

議員（11番 坂口健好志君） ずっと赤字体質で今まで経営がなされてきておるわけですから、本来の目的でありますコスト削減、サービスの向上に努めるように、より一層、管理者に指導していただきたいと思います。

先ほど中村議員より質問がありました、今後の指定管理者の導入の可能な施設ということでしたが、これもお答えをいただきましたけれども、指定管理者制度の本来の趣旨は、民間事業者の有する発想や、経営感覚のノウハウを取り入れ、管理コストの削減や、利用者に向けてのサービスの向上を図ることにあり、それがひいては市民のためになるわけでありますので、条例も含めて検討していただきまして、導入可能な施設は、その方向で進めるよう努めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（深見 忠生君） 次に、1番、音嶋正吾議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 大体私が質問しようとする内容は質問が終わりました。

ところで、私は議案第92号と93号、95号で指定管理者の根幹を揺るがす形態になっておるのではないかと危惧いたしておりますので、御質問をいたします。

本来、坂口議員も申されましたが、本指定管理者の制度は、公の施設の管理に民間事業者がみずから有する専門的な手法を活用することにより、管理経費の節減ができ、その結果、公の施設の低料金化が図られ、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとするものであると、民間事業者の発想を取り入れることで、利用者に対するサービスの向上が期待できると考えられると、これらのことから、受託主体を公共性に着眼してきた従来の考え方を転換し、管理の受託主体を法律上制限せず、必要な仕組みを整えた上で、その適正な管理をしつつ、住民サービスの質の向上を図ると、このように本来述べております。

そして、壱岐市の指定管理者制度によりますと、特別な理由等がある場合については、公募を行わない、合法的な理由があれば、特定の団体を指定することができる、とあります。

今回、青嶋公園委託管理のみが公募されたと認識をいたしております。あとは非公募と思っております。その理由をお願いをいたしたい。

そしてもう1点、92号、93号は、管理を委託しようとする公共団体の長は壱岐市長であります。市長である長田徹氏が理事長である財団法人が指定管理者になる団体に指定をする行為、

これはまさしく、前サンドームの経営の云々という議論がなされております中好ましい姿であるのか、また、議案第95号は、現職の地方公務員が会長の組織である本制度の趣旨にそぐわない、また地方公務員法第38条営利企業等への従事制限に抵触、違反に当たるのではないかと、以上の件に関して、見解を賜ります。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに、言われるように、この制度そのものは民間の発想、能力、そういったものを活用するということがうたわれておるわけでございます。一応その方向でやっていく、というのが筋でございますが、先ほど申し上げましたように、今回、第三セクター、それから委託による公の施設を地方自治法の規定に反しないように移行をしたということ、否めないと申し上げたとおりでございますが、指定管理者制度というのは、行政処分の一つでございます。請負には当たらないとされております。したがって、言われました兼業の禁止の規定については、適用を受けないということでございます。市長がその代表者となることの兼業禁止の規定には適用を受けない。それから、職員についても、雇用者の承認があれば、指定管理者になることも排除されない、いうふうに理解をいたしております。

ただし、言われましたように、この制度の趣旨、先ほど申し上げました、民間の方からできるだけ参入ができるようにという中での趣旨からいたしますと適正かどうか、ということについては、それが必ずしもベストではないというふうには思います。これが3年内の期間を設けておりますが、その中でこれも十分検証をして、見直しが必要であれば見直し、ということが出てくるというふうに思っております。

それから、公募、非公募ということも出たかと思いますが、確かに公募が原則でございます。ただし、その公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定をすることができる、いうことでございます。

合理的な理由ということでございますが、施設の設置目的、あるいはこれまでの利用の状況、そういったものから見て、市の施策と密接に関係をして、公募による選定では当初の目的を達成しがたいというような場合は、指定ができるということになっておりますので、その施設の状況によって、公募、非公募としたということでございます。

議長（深見 忠生君） 1番、音嶋議員。

議員（1番 音嶋 正吾君） 今の総務部長の答弁をお聞きいたしておりましたら、制度そのものじゃなくて、この制度の抜け道を利用したことによる指定をしたというような答弁に終始しておられるような気持ちがするわけです。本来、この制度が目指すものに、私は、していくべきであろうと、それが、やはりすべての民間の、経営感覚を取り入れる、そのことにより市民によりよいサービスの提供をする、この指定管理者の本来の姿であると考えております。



そして、さきに町田議員からの9月か12月の定例議会でしたが、サンドームに関しても、市長じゃなくて民間の方が経営に当たるような、そういう姿をとっていただけないかというような質問がございました。私は、一日も早くそうした施策をとられるよう、お願いをいたしたいと思います。

もう1回、市長、答弁をお願いします。この件に関してですが、この件だけです。法の、仕組みをいかくぐって、本来の指定管理者の制度に準用するようなやり方をやっていくのか、そして、サンドームの経営に、市長じゃなくて民間の方が登用して経営に当たるといふこと、この2点に関して御質問をいたします。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 音嶋議員の質問にお答えいたします。

指定管理者制度というものは、先ほど議員からもお話があったように、そのとおりでございます。民間の発想、そして民間の手法によって、いかにこれを有効的に活用するかという制度でございます。そういうことで制度化されたわけでございます。

それと今、サンドーム、市長の私の名前でするのはいかがかと、それもどうしたらいいかということでございますが、先ほど総務部長からもお話がありましたように、設置目的等及び利用状況が非常に今、民間にちょっとできるような状況ではないと判断をいたしました。先ほども産経部長も申しましたように、地元とのいろいろなやりとり、湯ノ本地区の業者との、そういうやりとりがあるので、今、民間公募できるような状況でなかったというのが原因でございますので、御理解をいただきたいと思います。言われるのはごもっともと思っております。

議長（深見 忠生君） ほかに質疑ございませんか。6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 私も音嶋議員が質問されて、回答がよくわからないんですが、ちょっと幾つか質問したいんですけども。

まず、さっき総務部長はこれで8%、300万円の削減ができると言われたんですが、私はこれはただ単に名前を変えただけで300万円も何で削減できるのかさっぱりわからないんですが、その300万円削減できるという根拠をちょっとまず出してください。

それから、2番目に、基本的に私は今音嶋議員が言われたように、条例との整合性がないだろうと、市長も多分大迷惑で、指定管理者受けられたと思うんですよ、壱岐開発公社の理事長になつとるといふだけで。

ところが指定管理者は条例によると業務報告の義務もあるし、原状回復義務、損害賠償義務もあるわけです。ただし、それについては市長がやむを得ないと認めた場合は、原状回復義務とか損害賠償義務とかは免除されるというふうに規定されてます。ところが市長が指定管理者で原状回復義務とか損害賠償義務とか、業務報告の義務とか条例にうたわれてますけれども、それとの

整合性はどないなるんだと。それやったら、むしろこれ今回、指定管理者の指名だけが行われていますが、それよりむしろ、この条例の整備の方が私は先になる、先にあってしかるべきじゃないかと思うわけですが、その点について。

3番目に、今市長は、サンドームと壱岐島荘については今の現状から、あるいは当時の地域との協定の状況から、市長が指定管理者にならざるを得ないというふうにお答えいただいたんですが、サンドームは、正直言って私は、指定管理者になる人は多分だれもおらんだろうと、公募しても。壱岐島荘は、実は私の知り合いの観光業者の人も壱岐島荘は非常にいいと、ロケーションから考えてですね、あそこが公募したら、恐らく相当応募はあるだろうというふうにお伺いします。サンドームと壱岐島荘は、今んとこ壱岐開発公社という形で2つ一体となって経営されているわけですが、もうこの際、分離して壱岐島荘は壱岐島荘で、指定管理者の公募ができないものかどうか。その3点についてちょっとお尋ねします。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） コストの削減の件でございますが、これは17年度と比較をして、委託料の減額をしているということでございます。委託料が減額となるということでございます。

それから、条例の整備のことでございますが、一応、先ほど申し上げましたように、地方自治法の規定によって、今回、9月の1日でその期限が切れるということでございますので、それに今回、指定管理の10の施設について実施をすると、そのほかについては直営でやるということでございます。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） サンドームにつきましては、先ほど坂口議員にもお答えをいたしておりますが、壱岐島荘と切り離してはどうかということでございますが、今回、それぞれに一応、非公募として開発公社をお願いをしたわけですが、壱岐島荘についても、まだ、施設が非常に老朽化をいたしておるものですから、冷暖房の設備であるとか、そういったものの設備をどうしても、存続をするのであれば、もう少し整備をしてからでないと指定管理者の公募はちょっと無理だという判断をいたしております。ただ、経営的には、先ほども申しますように、独立採算ができておるところでございます。ただ、施設整備をもう少し、雨漏りもしておりますし、そういうものをやっぱりある程度きちとしたものにしてからでないと、公募による部分は無理だという判断をいたしております。

議長（深見 忠生君） 壱岐島荘とサンドーム切り離してということについて。松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 損害賠償の関係があったかと思いますが、一応、代表者としては市長がなっておるわけでございますが、別団体ということで考えておりますので、それについては問題ないというふうに考えております。

議長（深見 忠生君） 6番、町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） まず1点目の300万円の削減は、委託料の減額と言われたんですが、委託料の減額だったら別に指定管理者にせんでも、委託料減らせばいいだけのことで、ただし、国も県も何でもかんでも今のところ指定管理者にしてしまえという形で、どんどん改革プランみたいなのを多分市の方に求められておると思うんで、多分、今回の分も私は多分そういった県とか国の方向から見て、吉崎市はこっだけ行財政改革やっておるということを出さなければいけないから慌てて出したんじゃないかと、私はちょっとそういうふうを考えておるわけですが、条例の議論をしてもこれしょうがないんですが、それでも総務部長、問題はないということはないですよ。だれが考えてもですね、それおかしいですよ。原状回復義務とか業務報告義務、それから損害賠償義務も発生するわけです、指定管理者になったら。僕は、これ民間の指定管理者の人たちにそのことを説明しておるのかとかいうそのこともちょっと疑問に思っておりますけれども、本当にですね。そういった幾つかの重要な義務が発生するにもかかわらず、その実際の指定管理者と、それらの原状回復義務とか損害賠償義務を許可する市長が同一人物であるのは基本的にはおかしいと、もちろん指定管理者というのは基本的にだれでもなれるわけですから、法的には別に問題がないとしても、それはあり得ないだろうと。市長だってそりゃ大迷惑ですよ。これで吉岐島荘がぶつつぶれたりとか、あるいは人的な問題が、被害が発生したときに、そのときに指定管理者がその損害賠償責任も負わないかんとかなったら、それこそ市長は今度は、市長という立場じゃなくて、公人として今度は責任が追及されることになります。市長もそれを、そういった覚悟を持ってやられとるかどうかがというのがよくわからないんですよ。多分それは、さっき喜多部長の方から言われた地元との当時のいろんな協定があつて、多分、市長以外がなったら困るような、何か事態があるのかなというふうに私は推測はしてまますけれども、指定管理者になった場合、そういった面について、どういうふうに市長としては思われてるのかどうか、それをちょっとお尋ねします。

それから、先ほど総務部長の答弁で、これ以外についての施設については、直営でやるというふうに言われましたけれども、よくわからないんですよ。その直営でやる部分というのは、ほかにどんなところを直営にされるのかどうかというのが、ほかの施設ですね。全部で49のうちですね、どこを直営にされるのか私はよくわからないんですけども、どれが9月1日から直営になるのかどうか、ちょっとそれをお答え願いたいと思います。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 49の施設のうち、今回、10施設、指定管理者制度を導入をする。そのほかの部分については、もちろん直営でもう既にやってるものもあるかと思いますが、委託、あるいは三セクも今回、指定管理ですから、委託料等でやってる分部分については、すべて直営

になると、直営でやるということでございます。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） サンドームの件、先ほど音嶋議員にも申し上げましたとおりでございます。

今、公募をしても、なかなか、とても無理な状況と判断しまして、責任云々もございます。言われるようにそういう問題も発生するでしょう。それもわかっておりますが、当然それも踏まえて、とても公募できないような状況でございましたので、このような形になったわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（深見 忠生君） 町田議員。

議員（6番 町田 正一君） 公募をできない状況だと言われてましたけども、例えば壱岐の風土記の丘とか壱岐島荘とかいうのは、ロケーションも非常にいいし、観光的にも非常に魅力的な施設なんですよね。僕は、サンドームはちょっと受ける人だれもおらんやろうけども、その2つについては民間でもっとうまくやれる人がおるんじゃないかと、正直言って思ってます。今回、ちょっとその議会の議決がどうなるかわかりませんが。

ちょっともう1点だけ、今回、10施設は指定管理者やって、それ以外については直営というふうに言われましたけども、そうしたら、例えば直営になるのはどんなところが直営になるんですか。例えばイルカパークとか、例えば特養とか老人ホームとか、出会いの村とか、そういったところは全部、風民の郷も含めて全部、ほかは全部直営でやられるということですか。その点、ちょっと。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 補助金で支出をしたり、既に直営でやっているところも、ほとんど直営でやっておると思っておりますが、そういったものも公の施設の指定管理ということで、できるだけ指定管理者制度を導入したいというふうに思っております。

議長（深見 忠生君） ほかに。豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それではまず、条例の関係についてですが、実際に非公募をすること自体が今の条例上はできないのじゃないかということを感じておりますが、2条には「指定管理者になろうとする団体は、公募をしなければならない」という条項があるんですよ。だから、非公募をすること自体が条例違反、非公募してよいというところが一行もないわけです。ですから、公募は絶対で、したけれども、なかったということとは違います。非公募ということ自体が条例違反。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 確かに、2条ですかね。公募をしなければならないというふうにな

っておるかと思いますが。基本的には公募が原則でございますが、この前の議会で条例の改正もいたしたかと思いますが、「公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができる」という条項もございますので、それに基づいてやっております。

議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） ここに特例というのは、公募をしてからだれもなかったとか、あるいは第4条の「選定基準を満たす団体がなかった場合において」ということはあります。だけど、最初の2条で、絶対公募するというのは、公募して、なかったということとは違います。第1段階に公募することが原則で、原則というよりも公募しなければならないわけです。そこだけをおっしゃいますから、非公募ということだけは条例じゃ決めてないですよということをおっしゃっておるんです。それだけです。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） この指定管理者の件でございます。先ほどからもお話が出ておりますように、これは、民間のいろいろですね活用して、いかに効率的にするかという問題でございますので、公募できるものは当然、公募するのがもちろん原則でございます。その中で、先ほども申しましたように、設置目的とか利用状況でしてない部分がございますが、言われるのはごもっともでございます。今は結局、非公募のものが先に議案として出てきたのではなからうかと思っております、その段階ですね。公募が原則でございますので、公募の形で今後も進めていきますが、状況によっては、そういうこともあるということをお理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、条例改正を、2条の方をされた方がいいと思いますよ。で、答弁の中で、公募したがだれもなかったからこういうふうにしたということであればわかるわけですが、最初から非公募という言葉をおっしゃるからこういう問題が出るわけです。非公募という条項があれば、別に条例上、問題ないわけです。そこだけです。

議長（深見 忠生君） 何か御答弁ありますか。澤木助役。

助役（澤木 満義君） 御答弁いたしますけれども、確かに、おっしゃるように、公募が基本ということは私たちもそのことは十分認識をしておるわけでございます。指定管理者につきましては、自治体が行っております業務を民間にできるものは民間で委託をしておくというのが基本でございます。それから考えますと、十分その辺は理解をするわけでございますけれども、公的責任というのも当然公の施設でございますから伴うわけございまして、そのことも大事です。

今既にそこに雇用されておる人たちの雇用を守るということも十分考えていかなければならないというふうに思うわけでございますし、公募による指定管理者制度を行ってしまいますと、非

常に雇用不安というのが伴ってくるというふうに思いますし、これからは、当然、公募によるということを基本にやらなければならないわけでございますが、今回、初回でもございますし、当分の間はやむを得んというような気持ちを持っておるわけでございます。

以上です。

議長（深見 忠生君） そういうことで御理解をいただきます。

ほかに質疑ございませんか。14番、中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 3点ほど、今までとすべて関連はしますけども。

まず、今豊坂議員にお答えになったように、2条では、公募しなけりゃいけません、6条で、公募を行わない合理的な理由があれば特定の団体を指定することができるというふうになっておりますので、議案説明のときにこの特定な、合理的な理由がどれも説明があってないですね。今聞いても、総体的に当初の目的を達成できないとか、総体的な説明であって、あったのは教育次長が、安国寺の件だけは公募にしなかった理由を述べられました、そこまで言わっしゃるのであれば、6条に関する特別な理由をすべてここに付けていただきたいと思います。何で公募をしなかった理由を説明をするなり、何なりしないと、今の豊坂議員の言われるようになると思いますので、その理由はちゃんと議案の説明の段階でもやってほしかったと思っております。

それともう1点、委託料の減額が、さっき町田議員が言われたように、8%の300万円と言われましたが、今までの委託料を「補助金、総額1割カット」で、市が勝手に委託料を下げて、何も言えない委託者にそのままやったのではないかと心配をしております。先ほど町田議員が言われたように、契約の内容とか、委託料の問題などを、本当にこの指定管理者と十分話し合っただけでこの結果が出てきたのかが心配でございます。ある団体が3年やって、もうこの金額でやれませんかよと、うちはこの委託料ではやっていけませんよと言われたとき、またこの次引き上げなければいけないものか、その辺の綿密な計算をして、委託料の計算をしてあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。それとその、指定管理者と十分相談した上でやってあるのか。

そして最後にもう1点、利用料の件ですが、一番最初、中村議員が聞かれたとき答弁の中で、利用規定の範囲内で指定管理者が利用料金をどうのこうのという、はっきりわからなかったんですけども、利用料については指定管理者がある程度枠を持って、上げたり下げたりできるということですか。その辺ちょっとよくわからなかったもんですから、もう一度お願いをいたしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 公募、非公募の理由は、各施設説明をした方がよいですかね。

（「総体的に」と呼ぶ者あり）

まず、2番目の委託料の関係でございますが、これは団体からの提出された収支計画に基づく

ものでございます。

それから、利用料については、先ほど申し上げましたように、条例の範囲内において、市の承認を得て、利用料金を設定をすることができる、いうことでございます。これは、市の承認を得て、例えば利用率を上げて収益を少しでも上げようとする場合に、その条例の範囲内であれば、市と協議をすれば料金を下げるということもできる、いうことでございます。

議長（深見 忠生君） 指定管理者との協議をされたのか。それと300万円の減額の関係。2つについて。

松本総務部長。

総務部長（松本 陽治君） 委託料の件については、先ほど申し上げましたように、団体からの収支計算、計画書といいますが、そういったものに基づいて、委託料を、これは、その団体と協議をして、最終的には決めるということになります。したがって、その辺の協議は行った上でということになります。

議長（深見 忠生君） 14番、中田恭一議員。

議員（14番 中田 恭一君） 先ほどの言っておりました2条、6条関係で、今後、多分9月までに、またほかの公の施設の指定管理者制度が出てくると思います。社協の問題とかいろいろ今からずっと出てくると思いますので、公募できない理由とか、公募をした結果とかいうのは、今結構皆さんから聞きましたのでわかりますけども、当初の議案説明のときに、それぞれに公募しなかった理由何なりをつけないと、先ほど豊坂議員が言われるように、条例に反するということとなりますので、多分今から、40幾つの施設があると思いますが、指定管理者制度の条例の整備ができてないものも幾つかありますし、多分これは直営でやられると思いますけども、指定管理者制度の条例が制定されておっても、今回出てないものとかあります。できれば、9月までにやらなければいけないのであれば、指定管理者にしなかった理由とか、なぜ直営にするのか、なぜ公募をしないのかとかいう、もう少し全体的な、将来的な考えなんかを公の施設についてはまとめて出してほしいわけですね。同じような施設でも、似たような施設で片一方は指定管理者制度にしてみたり、片一方は直営にしてみたり、非常に一貫性がないように思えますので、その辺を、9月ぐらいまでにはやらないかとでしょうから、それぞれの公の施設の理由を教えてくださいたいと思いますが、できますでしょうか。

議長（深見 忠生君） 澤木助役。

助役（澤木 満義君） 14番議員にお答えをいたします。

今回の指定管理者制度については、公の施設の中でも税金でつくった施設を民間業者に委託をする、極端に言えば民間業者に委託をするというようなことでございますし、そのことによって、住民サービスが低下をするということも非常に懸念をされるわけです。そうなったらいかなわけ

でございますけれども、今現に雇用しておる、そこに雇用されておる従業員等もおるわけでございますけれども、その人たちを非常に不安にさらすというのもございますし、ですから、当分の間非公募というような感じで、我々思っておるわけでございますし、基本的には公募が原則でございます。その辺は、あとの、指定管理をしてない公の施設等につきましても、今後、十分その辺を加味していかなければならないと、検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（深見 忠生君） 24番、赤木英機議員。

議員（24番 赤木 英機君） 私も1件、この名前が受ける方になっているわけですが、今、執行部もいろいろおっしゃってますように、公募というのが非常に難しい面もあるわけですね。今、この条例では公募ということになってます。過去に園地、緑地、そんなのを公募でやってきて、非常に整備が整わないという住民の不安。しかし、あなたしてくださいよということでやって、今、いい例が出ておるのが、私が受ける筒城浜の園地、緑地ですが、ここ約何年間であんなにきれいに今整備できました。これ責任ですから、受ける方が。例えば、私石田のことを言うて悪うございますけど、「マリンパル」もこれ受けるわけですが、受ける方の公の施設という認識を持ってもらわないと、これは住民のサービスにはならないわけで、例えば、これ指定管理じゃないですけど、トイレなんかの掃除でも、今、入札制度になりました、安いからということでやらせます。ところがもう今、私、観光関係ですが、非常に苦労いたしております。じゃんじゃん観光客バスでお見えになっていますが、前から見ますと随分低下いたしまして、私たちもしょっちゅう見て回って自分でやっておるわけですが、本来は委託された方がおられるわけですが、そういうことで、石田町内の方じゃないもんですから、いろいろ私たちも指導ができないわけです。ですから今後は、今の執行のおっしゃるように公募という難しい面もあるわけですね。ですから、それだけ実績がやっぱり、これ、だれが見たって、万人が見てもすばらしい管理をしていただいておりますということになれば、これは、私は、いたし方ないと、このように思うわけですね。ですから、たまたま私が、名前がここ載るとるもんですから、一言皆さんに申し上げとかなければいかんのは、簡単にその平等の原則だけでは世の中いかない面があるもんですから、その点は執行の方もよく御理解していただきたいと、かように思います。しかし、受けた以上、責任、町田正一議員もおっしゃったように、非常にリスクを伴うことございますし、その方は受ける人もやはり、よく理解して受けていただかないと大変なことになると、かように思いますので、その点はよろしく願いいたします。

議長（深見 忠生君） 赤木議員、答弁要りますか。（「答弁要りません」と呼ぶ者あり）

まだほかに、この件について、お尋ねに、質疑ございますか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） ほかに質疑はないようですので、議案第 89 号から議案第 98 号についてまで 10 件に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 35 分といたします。

午前11時23分休憩

.....  
午前11時35分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

次に、日程第 27、議案第 99 号武生水 B 辺地、武生水 C 辺地、志原 A 辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定について質疑を行います。質疑はありませんか。3 番、小金丸議員。

議員（3 番 小金丸益明君） 質問いたします。

この総合整備計画書で、芦辺浦を中心として幾つかの辺地にまたがって、下水道処理のための施設ということで 6 億 5,620 万円が 5 年間の事業計画として予定されておりますが、芦辺浦を中心として、今瀬戸がまだ工事中でございますが、次に芦辺浦の方に来るという計画を耳にしておりまして、当該地域に対してアンケート調査等が行われておりますが、その結果もまだ公表されておられませんし、住民は非常に興味を持っておりますが、この整備計画書に記載されたということは、18 年度から 22 年度までの 5 年間に於いて整備するという方向が決定されたのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

建設部長（中原 康壽君） 小金丸議員さんの御質問にお答えをいたしますが、今、瀬戸浦をやっております、今後、芦辺浦というのが、旧芦辺町時代の総合計画で下水道計画になっております。今のところ、瀬戸浦が 18 年度で中央処理場を建設するようにいたしております、次の芦辺地区に行くという計画の中で、ここに辺地債の計画書を提出をいたしております、正確に加入率とか、同意率をはっきり把握してから、決定はいたしたいと思っております。これは、22 年までの 5 年間の計画でございますので、これに上げてなかった場合はできないということになりますので、一応このように計画を、提出をいたしております。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 3 番、小金丸議員。

議員（3 番 小金丸益明君） 質問いたしましたのは、さきも申しましたように芦辺浦の住民が下水道事業に対して期待する人も一部おられますし、個人の宅内配管における費用負担に対して全く消極的な人たちも多数おられるということで、二極化まではありませんが、非常に市の市政

を問う声が聞かれております。今の建設部長の御答弁では、計画中であると、しかし決定ではないということで把握してよろしいか、再度確認して質問を終わります。

議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

建設部長（中原 康壽君） 今回の件につきましては、下水道課とも協議をいたして、説明会をやるようにいたしております。今度、地区ごとに一応説明会をするという計画をいたしておりますので、その結果ではっきり、施行するかしないかを決定をいたしたいと思っております。大体、個人負担等も、瀬戸浦で大体の経費が出ますので、その経費でずっと説明をいたして、同意率をまずとっていきたいと思っておりますから、よろしく願いをいたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第99号についての質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、市長提出案件の委員会付託を行います。日程第5、議案第77号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてから日程第9、議案第81号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正についてまで及び日程第11、議案第83号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第27、議案第99号武生水B辺地、武生水C辺地、志原A辺地、東可須辺地、布気辺地、本宮辺地、諸吉辺地、仲・大石辺地、芦辺浦辺地、大左右・中山辺地及び瀬戸浦辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。日程第10、議案第82号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにししたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員はお手元に配

付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、予算委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに予算特別委員会を招集します。

委員会において、委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員長及び副委員長の互選に対する職務は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、委員会の場所は第1会議室と定めます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

午前11時42分休憩

.....  
午前11時51分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

予算特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので御報告いたします。予算特別委員長に17番、大久保洪昭議員、副委員長に16番、久間進議員に決定をいたしましたので御報告をいたします。

次に、陳情の委員会付託を行います。日程第28、陳情第2号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情から日程第31、陳情第5号高齢者へのタクシー料金割引券交付に関する陳情まで、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これで散会をします。大変お疲れでございました。

午前11時52分散会